

証券コード 6836

2025年6月10日

株 主 各 位

東京都千代田区九段北四丁目1番3号

ぶらっとホーム株式会社

代表取締役社長 鈴木 友 康

第33回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第33回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月26日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区神田淡路町二丁目9番地
損保会館 大会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第33期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業
報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役7名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件

4. 電子提供措置に関する事項

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.plathome.co.jp/ir/meeting/>



電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイトアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「ぶらっとホーム」または「コード」に当社証券コード「6836」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



5. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

ご返送いただいた議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
 - ◎本株主総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の景気は緩やかに回復しました。しかし、この期間中に日経平均株価と為替レートが大きく上下するなど、経済環境の変動が見られました。海外では地域によりバラつきはあるものの、世界全体の成長率は鈍化し、国際情勢の悪化による供給不足や景気の下振れのおそれがあります。国内物価の上昇、アメリカの今後の政策動向やそれによる金融・資本・為替市場の変動の影響など、依然として先行き不透明な状況が続いています。

当社は、インターネットの黎明期より培ってきたネットワーク技術を基盤として、I o T (Internet of Things:モノのインターネット) 事業に注力してまいりました。産業界全般にわたるデジタルトランスフォーメーション(DX)が加速し、技術革新を新時代の競争力の源泉とした経済・社会システムの再構築への投資が各国で始まり、ネットワークでの接続を前提としたデジタル化による新しい社会環境に変化しつつあります。これは当社の強みであるネットワーク技術とI o T技術を展開する強い追い風となっております。

一方、当社が新規事業領域と位置付けているWeb3(ブロックチェーン上で、暗号資産等のトークンを媒体として「価値の共創・保有・交換」を行う経済)は、グローバルな関心が高まり、急速で多様な展開を始めています。多岐にわたる分野で新しいビジネスが生まれ、我が国でも今後の経済成長の柱の一つとして、技術の進展と法制度の整備が進められています。

このような状況のもとで、当社は「自由で安全なコネクテッドワールドの実現」をミッションとして、コアコンピタンスであるオープンソースソフトウェアに関する知見やネットワーク技術と、これを基盤としたI o T技術を中核に事業を推進しております。I o T事業を含む現事業領域をネットワーク事業と位置付け、Web3への参入を目指す新規事業領域をWeb3事業と位置付けて、ハードウェア型の事業形態からソフトウェア・サービス型の事業形態への転換を加速しております。

ネットワーク事業については、ネットワークアプライアンス「Easy Blocks(イージーブロックス)」のハイエンドモデルを強化するとともに、展示会への出展やオンラインセミナー、全国各都市での相談会開催など市場への浸透に注力しております。

Web3事業については、ブロックチェーンを利用したIoTに関する特許を複数件取得し、「ThingsToken（シングストークン）」を発表しております。ThingsTokenは、非金融領域のRWA（現実世界の資産）のトークン化を実現する技術で、前事業年度に実施したWeb3の農林水産省の実証事業に続けて、IoTとWeb3技術を活用する複数の実証プロジェクトを実施しております。また、RWAにおけるThingsTokenエコシステムの拡大のため、INTMAX（スイス）及びSecuritize Japan株式会社（米国及び日本）とのグローバルな提携や、慶應義塾大学グローバルリサーチインスティテュートとの共同研究などの学術的な取り組みを進めております。

当事業年度は、IoTゲートウェイ、ネットワークアプライアンスそしてマイクロサーバーのそれぞれの増販に努めた結果、全体の売上高及び売上総利益は前事業年度に対して大きく増加しました。

販売費及び一般管理費は、抑制的に運用しながらも、2024年10月以降に新規のWeb3技術の実証事業を実施したことにより、前事業年度に比べ増加しました。また当事業年度には、前事業年度に実施した実証事業の補助金32,934千円と、当事業年度に実施した実証事業の補助金27,647千円が農林水産省から交付され、営業外収益に計上しました。

この結果、当事業年度の売上高は1,167,385千円（前事業年度比168,439千円・16.9%増加）、営業損失は46,011千円（前事業年度は営業損失101,807千円）、経常利益は14,958千円（前事業年度は経常損失101,012千円）、当期純利益は12,046千円（前事業年度は当期純損失107,075千円）となりました。

当事業年度の配当金につきましては、業績や財務基盤の強化などを総合的に勘案し、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。株主の皆様へ深くお詫び申し上げます。

品目別売上の状況

主要品目別売上高については、次のとおりであります。

品目	主要品目	販売実績	対前事業年度増減率(%)	構成比(%)
自社製品 コンピューター	ネットワークアプライアンス I o Tゲートウェイ マイクロサーバー	602,520千円	22.1	51.6
コンピューター 関連商品	コンピューター周辺機器 ソフトウェアその他	223,069千円	△13.6	19.1
サービス・その他	保守 ソリューション その他サービス	341,795千円	38.3	29.3
合計		1,167,385千円	16.9	100.0

① 自社製品コンピューター

I o Tゲートウェイ及びマイクロサーバーは既存案件の出荷が順調に推移し、また、ネットワークアプライアンスは積極的な営業活動により販売台数が増加し、とりわけ高価格帯の製品の出荷があったため、自社製品コンピューター全体の売上高は、602,520千円と前事業年度に対して増加しました。また、売上総利益率は36.3%となりました。

② コンピューター関連商品

前事業年度は、半導体部品の不足により遅延していた商品の入荷が再開されたため、コンピューター関連商品のまとまった出荷がありました。が、当事業年度はそのような出荷の集中がなく、全体の売上高は前事業年度を下回り223,069千円となりました。また、売上総利益率は24.4%となりました。

③ サービス・その他

ネットワークアプライアンスに関連するサービスと、ネットワーク関連商品のサービス売上の増加に加えて、農林水産業向けのI o T環境構築案件の売上がありました。この結果、サービス・その他全体の売上高は341,795千円となりました。また、売上総利益率は56.1%となりました。

なお、上記の各品目に含まれるI o T事業（ネットワークアプライアンス、I o Tゲートウェイ、マイクロサーバー、サービス）の売上高は前事業年度に比べて増加し、売上高は765,510千円となりました。売上総利益は359,293千円となり、売上総利益率は46.9%となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度中において、総額1,701千円の設備投資を行いました。なお、当事業年度中の設備投資には特記すべきものはなく、有形固定資産の取得を行いました。

(3) 資金調達の状況

当事業年度において、第三者割当による新株式発行を行い、総額46,741千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社は、経常損益の継続的な黒字化と成長を実現するため、ネットワーク事業ではネットワークアプライアンスに集中的に経営資源を投入する方針で臨みます。これまでに培ったソフトウェアに関する知見と資産を活用して収益化に取り組むことに加えて、過年度に半導体不足により事業が停滞した経験を踏まえ、部材供給の制約のないソフトウェア・サービスを事業の柱として収益の安定化・向上を図るべく、事業転換を今後一層加速してまいります。

さらに、新規事業であるWeb3事業については、これまでの実証事業の成果を踏まえて事業開拓、営業活動を取り進めてまいります。

そこで、引き続き以下の課題に取り組んでまいります。

① 自由で安全なコネクテッドワールドの実現と社会への貢献

当社は環境問題に向き合い、ISO14001を取得し、その解決に向けて取り組んでおります。当社の提供する省スペース、省電力の製品と、データ流通を実現する通信技術により、フィジカルワールドとサイバーワールドを結び付け、より利便性の高い社会の実現、より安全な社会の実現、より豊かなくらしづくりの実現に取り組み、SDGsを通じて社会に貢献してまいります。

② ソフトウェア・サービスの強化と社会のデジタル化への対応

当社はこれまでのハードウェア型の事業形態から、ソフトウェア・サービス型の事業形態への転換を進めております。

マイクロサーバーに高付加価値アプリケーションを搭載したネットワークアプライアンスは、サポートサービスも含めて顧客に長期間ご利用いただいており、収益の柱の一つと位置付けて開発と販売をさらに充実するとともに、当社技術力やサービスの強みを活かした収益強化策に取り組めます。

また、新領域であるWeb3事業においても、ソフトウェアやサービスの強みを活かした収益化に取り組みます。当社は2016年度からIoTの推進に向けたブロックチェーン技術への取り組みを開始し、2020年にブロックチェーンを利用したIoTデータ取引に関する特許を取得、2021年にはその特許を利用したIoTデータ取引基盤を発表しました。その後も慶應義塾大学とIoTデータ交換の標準プロトコルの共同研究を行うなど、技術の開発に努めるとともに、前事業年度と当事業年度に当社のWeb3技術を活用した輸出物流構築、物流効率化の実証事業に取り組み、成果をあげております。

Web3にかかわる領域は、その分野が広範であるばかりか関係者が複雑化し事業規模が非常に大きくなることが予想されることから、当社が自ら事業を行うことに加え、適切な事業の推進形態を整え、それぞれの分野に強みを持つ事業者とアライアンス戦略をとってまいります。また、今後のWeb3事業の本格化・事業化に備えて、2024年12月にWeb3事業化準備室を設置いたしました。

当社は、これらの施策により、拡大するネットワーク・IoT市場と社会のデジタル化への対応に取り組んでまいります。

③ 財務基盤の充実

当社は財務基盤の強化と手元資金流動性の確保を検討してまいりましたが、この解決のため、新株式の発行により2024年4月に46,741千円の資金調達を行いました。引き続き今後の事業形態の転換やそれによる事業拡大など必要に応じて資金調達を実施し、さらに財務基盤を充実・強化することを検討してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第 30 期 (2022年3月期)	第 31 期 (2023年3月期)	第 32 期 (2024年3月期)	第 33 期 (当事業年度) (2025年3月期)
売 上 高 (千円)	1,219,525	994,756	998,946	1,167,385
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△57,013	△95,849	△101,012	14,958
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△33,621	△103,820	△107,075	12,046
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△8.48	△25.31	△23.53	2.55
総 資 産 (千円)	755,281	713,767	645,250	725,212
純 資 産 (千円)	467,660	463,762	356,687	416,711
1株当たり純資産 (円)	115.83	101.91	78.38	87.54

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式数控除後の期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産は、自己株式数控除後の期末発行済株式数により算出しております。
2. 当社は2025年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。そのため、第30期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社の事業は、主にコンピューター及びその周辺機器の開発並びに製造、販売及び輸出入を行っており、取扱品目は自社製品コンピューター、コンピューター関連商品、サービス・その他に大別されます。

(8) 主要な事業所 (2025年3月31日現在)

本社事務所 東京都千代田区九段北四丁目1番3号

(9) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
33名	1名増	50.4歳	13年11ヶ月

(注) 従業員数は就業人員数を記載しており、臨時従業員を含みません。

2. 株式の状況（2025年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 3,600,000株

(2) 発行済株式の総数 1,595,000株

(注) 2024年4月26日を払込期日とする第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式の総数は65,100株増加しております。

(3) 株 主 数 950名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
鈴 木 友 康	312,900株	19.7%
本 多 基 記	112,800	7.1
株 式 会 社 S B I 証 券	110,600	6.9
中 西 裕 介	100,000	6.3
小 寺 弘 泰	89,000	5.6
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	79,000	4.9
笛 吹 美 貴	35,500	2.2
川 上 佳 洋	23,600	1.4
菅 谷 常 三 郎	22,300	1.4
鈴 木 香 織	21,200	1.3

(注) 持株比率は自己株式13,030株を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2025年3月13日開催の取締役会決議に基づき、2025年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。あわせて会社法第184条第2項の規定に基づき、2025年4月1日をもって当社定款第6条に定める発行可能株式総数を変更いたしました。

これにより、発行可能株式総数は10,800,000株に、発行済株式の総数は4,785,000株となっております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
(2025年3月31日現在)

名称	第5回新株予約権
発行決議日	2024年8月21日
新株予約権の数	32個
保有人数 取締役（社外取締役を除く）	3名
新株予約権の目的となる株式の種類 及び数（注）	普通株式 3,200株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに金銭の払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される 財産の価額（注）	新株予約権1個当たり290,000円 (1株当たり2,900円)
新株予約権の行使期間	2026年9月20日から 2029年9月19日まで
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「第5回新株予約権第三者割当て契約証書」に定めるところによる。

(注) 当社は2025年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。上記「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」並びに「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」については、当該株式分割による調整前の当期末日時点における株式数及び金額で記載しております。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴木友康	
取締役	竹内敬呂	執行役員 営業管掌
取締役	本多基記	執行役員 COO 兼 内部監査室長 本多・松尾・吉田法律事務所弁護士 株式会社アイドマ・ホールディングス社外監査役
取締役	福留正邦	執行役員 兼 管理本部長 管理管掌
取締役	菅谷常三郎	みやこキャピタル株式会社代表取締役 マクニカホールディングス株式会社社外取締役 株式会社アルチザネットワークス監査役
取締役	大川康德	小川・大川法律事務所弁護士
常勤監査役	河南邦男	
監査役	松山昌司	公認会計士 あすなる監査法人代表社員 株式会社グッドコムアセット社外取締役 天馬株式会社社外取締役（監査等委員）
監査役	丸山登	悠コンサルティング代表

- (注) 1. 取締役菅谷常三郎氏及び同大川康德氏は、社外取締役であります。
2. 監査役松山昌司氏及び同丸山登氏は、社外監査役であります。
3. 監査役河南邦男氏は、当社を含め会社の財務経理部門において長年にわたり勤務した経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役松山昌司氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役菅谷常三郎氏、同大川康德氏、監査役松山昌司氏及び同丸山登氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等を除く）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用が填補されることとなります。ただし、被保険者の犯罪行為や法令等に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	42,146 (2,850)	40,911 (2,850)	1,235 (-)	8 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	7,320 (3,000)	7,320 (3,000)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	49,466 (5,850)	48,231 (5,850)	1,235 (-)	11 (5)

(注) 上記には直前の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）が含まれております。

② 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は、ストックオプションとして割り当てた新株予約権であり、当事業年度における費用計上額を記載しております。割当ての際の条件等は「④役員報酬等の内容の決定に関する方針等（基本方針）」のとおりであります。また、当事業年度の末日における役員の保有状況は「3. 新株予約権等の状況(1)当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況」に記載しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2000年5月25日開催の定時株主総会において年額3億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。また、当該金銭報酬の限度額の範囲内で、2016年6月29日開催の定時株主総会において、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額2千万円以内、株式数の上限を年13,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち社外取締役は2名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2000年5月25日開催の定時株主総会において年額1億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

④ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月17日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

当事業年度に係る取締役の個人別の月額報酬の額及び株式報酬（ストックオプション）の個人別の割当個数等の決定につきましては、取締役会の決議に基づき代表取締役社長鈴木友康に委任しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針に整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

（基本方針）

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、固定給である月額報酬と株式報酬により構成されます。取締役個人の月額報酬額、株式報酬額は、株主総会で決議された報酬総額、報酬構成の範囲内において、各々の役位、職責、在位年数、経営能力、貢献度等に加え、当社業績、従業員給与の水準を総合的に勘案し、さらに取締役が中長期的な視点で株価変動によるメリット及びリスクを株主と共有することで、当社の業績向上並びに株式価値の向上への意欲や士気を高める観点を踏まえて支給割合を決定することを基本方針とします。

月額報酬は7月から翌年6月まで毎月定額を支給することとし、株式報酬を支給する場合は、取締役会においてその概要を決議することとしますが、期間中に報酬額または構成を変更することが適切であるような事情が生じた場合には、改めて取締役会決議により報酬額または構成を変更することとします。

（決定権限の委任）

取締役会の決議により、代表取締役が、基本方針に基づく各取締役の月額報酬、株式報酬及びその割合または算定方法の具体的内容の決定について委任を受けます。具体的な報酬または算定方法決定の権限を代表取締役に委任する理由は、当社全体の業績、各取締役の担当事業・職責を総攬し評価を行うには、代表取締役が最も適任であるからであります。

（社外取締役への諮問・答申）

当社は報酬委員会は設置しておりませんが、代表取締役の権限が適切に行使されるよう、代表取締役は各取締役の月額報酬、株式報酬及びその割合または算定方法の原案を社外取締役全員に諮問し、諮問を受けた社外取締役は、各自個別に、または社外取締役合同で、原案について基本方針との整合性を含めた多角的な検討を行い、代表取締役に答申します。答申を受けた代表取締役は、その答申を踏まえて取締役個人別の報酬を決定し、取締役会に報告します。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役 菅谷 常三郎	みやこキャピタル株式会社代表取締役 マクニカホールディングス株式会社社外取締役 株式会社アルチザネットワークス監査役	特別の関係はありません。
取締役 大川 康徳	小川・大川法律事務所弁護士	特別の関係はありません。
監査役 松山 昌司	あすなろ監査法人代表社員 株式会社グッドコムアセット社外取締役 天馬株式会社社外取締役（監査等委員）	特別の関係はありません。
監査役 丸山 登	悠コンサルティング代表	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
取締役 菅谷 常三郎	当事業年度に開催された取締役会19回のうち16回に出席し、海外投資事業経営により培われた豊富な経験と幅広い識見から発言を行うなど、当社の経営全般を監督し適切に役割を果たしております。
取締役 大川 康徳	2024年6月27日付で取締役に就任した後に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、弁護士としての専門的見地から公正な判断に基づき発言を行うなど、当社の経営全般を監督し適切に役割を果たしております。
監査役 松山 昌司	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回に出席し、必要に応じ、公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会12回のうち12回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役 丸山 登	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席し、必要に応じ、企業監査に関する豊富な経験と幅広い識見から発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会12回のうち12回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名 称 そうせい監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 14,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
14,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は
以下のとおりであります。

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の
業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備する。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

企業倫理及び法令遵守にかかる規程である「ぷらっとホーム・ビジネス・コード」を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、管理部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員教育等を行う。内部監査部門は、管理部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締役会及び監査役会に報告されるものとする。

会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適法性及び適正性を確保するための体制を構築する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、必要に応じこれらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出入管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は管理部が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的な目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、IT（情報システム）を活用して業務の効率化と業務目標の進捗状況をレビューできる体制を構築する。

⑤ 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

企業集団が形成される場合は、グループのセグメント別の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与え、本社管理部はこれらを横断的に推進し、管理する。

⑥ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役は、管理部所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。

また、監査役は必要に応じて、社外の人材及び機関の補助を要請できるものとする。

⑦ **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

取締役又は使用人は、監査役の求めに応じて、監査役に対し法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況をすみやかに報告する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定する方法による。

⑧ **前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

内部通報制度規程において、役職員が監査役に対して直接通報を行うことができることを定めるとともに、当該通報をしたことを理由として解雇その他のいかなる不利益取扱いを受けないことを明記する。

⑨ **監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務の執行について、当会社に対し費用又は債務の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でない認められた場合を除き、すみやかに当該費用又は債務を処理する。

⑩ **その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制**

監査役と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。

(2) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社は行動規範である「ぷらっとホーム・ビジネス・コード」を制定し、入社時に教育を行うとともに、年1回全社員向けに周知し、遵守の徹底を図っております。

COO 兼 内部監査室長、常勤監査役、管理本部長、管理部長などからなるコンプライアンス委員会を毎月1回開催し、法令遵守、リスク管理、内部通報等についてモニタリングを実施しており、年1回定期的又は随時に社長に報告するとともに、重要な事項について、取締役会に報告しております。

監査役は、取締役会及びコンプライアンス委員会への出席や稟議書等重要な書類の閲覧により、監査に係る必要な情報を入手しております。また、適宜使用人と面談を行うとともに、会計監査人、内部監査室及び代表取締役社長との間でそれぞれ定期的に意見交換を行っております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	676,064	流 動 負 債	272,116
現金及び預金	355,023	買掛金	70,766
売掛金及び契約資産	105,474	未払金	15,823
商品及び製品	26,051	未払費用	6,141
原材料	176,219	未払法人税等	1,210
前渡金	3,411	前受金	134,684
前払費用	9,027	預り金	2,014
その他	856	賞与引当金	19,218
固 定 資 産	49,147	製品保証引当金	337
投資その他の資産	49,147	その他	21,918
投資有価証券	1,400	固 定 負 債	36,384
敷金及び保証金	47,747	退職給付引当金	27,884
		資産除去債務	8,500
		負 債 合 計	308,501
		純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	415,475
		資 本 金	100,000
		資 本 剰 余 金	570,715
		その他資本剰余金	570,715
		利 益 剰 余 金	△232,471
		その他利益剰余金	△232,471
		繰越利益剰余金	△232,471
		自 己 株 式	△22,767
		新株予約権	1,235
		純 資 産 合 計	416,711
資 産 合 計	725,212	負 債 純 資 産 合 計	725,212

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	1,167,385
売 上 原 価	702,433
売 上 総 利 益	464,952
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	510,963
営 業 損 失	46,011
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	236
受 取 配 当 金	554
保 険 配 当 金	254
補 助 金 収 入	60,581
そ の 他	312
営 業 外 費 用	
為 替 差 損	42
株 式 交 付 費	926
経 常 利 益	14,958
特 別 損 失	
減 損 損 失	1,701
税 引 前 当 期 純 利 益	13,256
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,210
当 期 純 利 益	12,046

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	100,000	-	523,973	△244,517	△22,767	356,687
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	23,370	23,370				46,741
資本金から 剰余金への振替	△23,370		23,370			-
準備金から 剰余金への振替		△23,370	23,370			-
当 期 純 利 益				12,046		12,046
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	-	-	46,741	12,046	-	58,788
当 期 末 残 高	100,000	-	570,715	△232,471	△22,767	415,475

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	-	356,687
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		46,741
資本金から 剰余金への振替		-
準備金から 剰余金への振替		-
当 期 純 利 益		12,046
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	1,235	1,235
当期変動額合計	1,235	60,023
当 期 末 残 高	1,235	416,711

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 その他有価証券
 市場価格のない株式等
 移動平均法による原価法によっております。
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 商品、製品、原材料
 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 有形固定資産
 定率法によっております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
- (4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (5) 引当金の計上基準
 - ①貸倒引当金
 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については財務内容評価法に基づき個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ②賞与引当金
 従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。
 - ③製品保証引当金
 製品の無償保証期間中の修理費用の支出に備えるため、過去の実績率に基づく将来発生見込額を計上しております。
 - ④退職給付引当金
 従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (6) 収益及び費用の計上基準
 当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な品目（コンピューター関連製商品とサービス等）における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する時点）は以下のとおりであります。

①コンピューター関連製商品

商品及び製品（仕入商品及び自社製品）の国内の販売については、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間（出荷時から顧客による検収時までの期間）が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

②サービス等

自社製品に係る有償サポートサービスやサブスクリプション型サービスについては、当該契約期間にわたって均等に収益を認識しております。

受託開発契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、発生した費用と同額を収益として認識する原価回収基準によっております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

他社のライセンス及び保守・サポートの仕入販売については、取引内容を勘案して収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品及び製品	26,051千円
原材料	176,219

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社が保有する棚卸資産の評価は、移動平均法による原価法を採用しており、期末における正味売却価額が帳簿価額を下回る場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。

正味売却価額は、当社の販売実績や製商品需要等から今後の販売数量や処分価格を見込んだうえで算定しております。実際の販売数量等が当社の想定を下回った場合には、追加の評価損の計上が必要になる可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 9,116千円

4. 損益計算書に関する注記

減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

場 所	用 途	種 類
本社事務所 (東京都千代田区)	事 務 所	建物 工具、器具及び備品

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

当社を取り巻く経済環境が不透明となり、固定資産投資の回収可能性を高い確度で担保することができなくなったため、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

(3) 主な固定資産の種類ごとの減損損失の金額

建物	1,141千円
工具、器具及び備品	559
合計	1,701

(4) 資産のグルーピングの方法

当社は、全社を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングを行っております。

(5) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値により零としております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,529,900	65,100	—	1,595,000
合計	1,529,900	65,100	—	1,595,000
自己株式				
普通株式	13,030	—	—	13,030
合計	13,030	—	—	13,030

- (注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加65,100株は、第三者割当増資によるものであります。
2. 当社は2025年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の事項は当該株式分割前の株式数を基準としております。

(2) 配当に関する事項

該当事項はありません。

- (3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
該当事項はありません。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	383,103千円
退職給付引当金	9,871
研究開発費	7,807
賞与引当金	6,803
棚卸資産	5,765
資産除去債務	3,009
減損損失	2,274
その他	1,645
繰延税金資産小計	420,281
評価性引当額	△420,281
繰延税金資産合計	—

7. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については、預金等の安全性の高い金融資産で行い、投機的な取引は行わない方針であります。また、運転資金は全て自己資金によっており、借入金はありません。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を定期的にモニタリングし与信限度額の見直しを行っております。投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、価格変動リスクに晒されておりますが、定期的に財務諸表を入手し、財務状況等を把握しております。敷金及び保証金は、賃貸借契約に基づく敷金及び営業保証金であり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、契約締結に際し差入先の信用状況を把握しております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は、1年以内の支払期日となっております。営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、担当部署において適時に資金繰計画を作成するとともに、手許流動性を維持することにより当該リスクを管理しております。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額1,400千円）は、次表には含まれておりません。また、「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 敷金及び保証金	47,747	46,630	△1,117
資産計	47,747	46,630	△1,117

(注) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	354,856	—	—	—
売掛金	105,474	—	—	—
敷金及び保証金	—	47,747	—	—
合計	460,331	47,747	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	—	46,630	46,630
資産計	—	—	46,630	46,630

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

時価は、償還予定時期を見積り、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標を基に割引現在価値法により算定しており、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	品目			合計
	自社製品 コンピューター	コンピューター 関連商品	サービス・その他	
収益認識の時期				
一時点で移転される財及びサービス	602,520	223,069	218,777	1,044,368
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	—	—	123,017	123,017
顧客との契約から生じる収益	602,520	223,069	341,795	1,167,385
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	602,520	223,069	341,795	1,167,385

(注) 当社は、コンピューター関連製商品とサービス等を提供する単一セグメントであるため、品目別の記載をしております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

主要な品目における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (6) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

コンピューター関連製商品、受託開発契約並びに他社のライセンス及び保守・サポートについての履行義務の対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領し、自社製品に係る有償サポートサービスやサブスクリプション型サービスについての履行義務の対価は、契約の開始時から1年以内に受領しており、履行義務の対価には重要な金融要素を含んでおりません。

また、顧客との個々の契約における製商品・サービスの金額が、独立販売価格と著しく異ならないと認められる場合には複数の契約を結合せず、個々の契約において定められている当該製商品・サービスの金額に従って収益を認識しております。

なお、セット販売したものは、取引価格の算定について、顧客との契約において約束された対価を独立販売価格に基づいてそれぞれの製商品・サービスに配分して算定しております。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	152,851千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	105,474
契約資産（期首残高）	－
契約資産（期末残高）	－
契約負債（期首残高）	94,641
契約負債（期末残高）	134,684

契約資産は、主に顧客との契約において製商品の引渡しが期末日時点で一部完了した、製商品の引渡しに係る対価に対する当社の権利に関するものであります。

契約負債は、コンピューター関連製商品及びサービス等を顧客に移転する前に支払条件に従い、顧客から対価を受け取った前受金であります。計算書類上、契約負債は「前受金」に計上しております。

当事業年度において認識した収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、49,284千円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当事業年度末現在、自社製品の有償サポートサービスやサブスクリプション型サービスに係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は181,929千円であります。当該残存履行義務は、期末日後1年以内に約55%、その後5年以内に約43%が収益として認識されると見込んでおります。

なお、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって、一時点で移転される財及びサービスについては、当初に予想される契約期間が1年以内のため、実務上の便法を適用し、注記の対象に含めておりません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 87円54銭
(2) 1株当たり当期純利益 2円55銭

(注) 当社は2025年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

(株式分割)

当社は、2025年3月13日開催の取締役会決議に基づき、2025年4月1日付で株式分割を行っております。

(1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆さまがより投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性を高め当社株価の安定を図るとともに、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

①株式分割の方法

2025年3月31日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主が所有する当社普通株式を、1株につき3株の割合をもって分割いたしました。

②株式分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	1,595,000株
今回の株式分割により増加する株式数	3,190,000株
株式分割後の発行済株式総数	4,785,000株
株式分割後の発行可能株式総数	10,800,000株

③株式分割の日程

基準日公告日	2025年3月14日
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年4月1日

(3) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割による影響については、「9.1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

(4) その他

株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2025年4月1日をもって当社定款第6条に定める発行可能株式総数を3,600,000株から10,800,000株に変更いたしました。

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月7日

ぷらっとホーム株式会社
取締役会 御中

そ う せ い 監 査 法 人
東 京 都 千 代 田 区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 久 保 田 寛 志
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 大 高 宏 和
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ぷらっとホーム株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認め

られる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第33期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人そうせい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月9日

ぷらっとホーム株式会社 監査役会

監査役(常勤) 河 南 邦 男 ⑩

監 査 役 松 山 昌 司 ⑩

監 査 役 丸 山 登 ⑩

(注)監査役 松山昌司及び丸山登は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化のため1名増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数 (2025年3月31日現在)
1	すずきともやす 鈴木友康 (1963年9月17日)	1989年4月 日商岩井株式会社入社 1996年4月 当社入社 1996年9月 当社代表取締役副社長 2001年6月 当社代表取締役社長（現任）	312,900株
<p>【取締役候補者とした理由】 鈴木友康氏は、当社の戦略策定の主要部分を担うとともに業務全般に精通し、当社の重要な意思決定及び業務執行を行うのに適任と判断しました。</p>			
2	たけうちよしろう 竹内敬呂 (1969年6月3日)	1999年4月 株式会社光通信入社 2002年11月 当社入社 2005年10月 当社営業部長 2015年5月 当社執行役員（現任） 2016年6月 当社取締役（現任） 2018年6月 当社営業管掌（現任）	7,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 竹内敬呂氏は、長年にわたり営業部門に従事し、当社の営業部長を務め、豊富な経験と実績を有しており、当社の重要な意思決定及び業務執行を行うのに適任と判断しました。</p>			
3	ほんだもと のり 本多基記 (1975年5月10日)	1998年4月 日本電信電話株式会社入社 1999年7月 東日本電信電話株式会社転籍 2004年3月 同社退社 2012年12月 弁護士登録 松尾千代田法律事務所入所 2013年6月 当社監査役 2017年6月 当社取締役（現任） 2017年7月 当社執行役員 COO（現任） 2018年9月 本多・森田法律会計事務所（現本多・松尾・吉田法律事務所）開設（現任） 2018年11月 株式会社アイドマ・ホールディングス 監査役（現任） 2020年6月 当社内部監査室長（現任）	112,800株
<p>【取締役候補者とした理由】 本多基記氏は、弁護士の資格を有し、会社法務に関する豊富な経験と識見を有しており、当社の重要な意思決定及び業務執行を行うのに適任と判断しました。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数 (2025年3月31日現在)
4	ふく とめ まさ くに 福留正邦 (1954年8月21日)	1977年4月 三菱化成工業株式会社（現三菱ケミカル株式会社）入社 1995年6月 サン・マイクロシステムズ株式会社入社 1997年10月 同社財務企画統括部長 1999年6月 ライカ・マイクロシステムズ株式会社入社 2000年4月 同社取締役コントローラー 2007年10月 株式会社ユポ・コーポレーション入社 2007年12月 Yupo Corporation America取締役副社長 管理本部長 2010年4月 同社取締役社長 CEO 2013年6月 株式会社ユポ・コーポレーション取締役執行役員管理本部長 2014年6月 同社取締役常務執行役員管理本部長 2019年5月 当社入社 管理本部長（現任） 2020年6月 当社取締役 執行役員 管理管掌（現任）	7,400株
【取締役候補者とした理由】 福留正邦氏は、長年にわたり財務経理部門に従事するとともに経営に携わり、当社の管理本部長を務め、豊富な経験と実績を有しており、当社の重要な意思決定及び業務執行を行うのに適任と判断しました。			
5	すが や つね さぶろう 菅谷常三郎 (1963年11月24日)	1988年4月 モトローラ株式会社入社 1999年6月 株式会社ジャフコ入社 Global Investment Group, Investment Officer 2000年3月 同社VA部部長 2003年1月 同社JAFCO America Ventures Inc. （現Icon Ventures）President&CEO 2008年3月 同社執行役員 米国担当 2011年4月 JAFCO America Ventures inc. （現Icon Ventures）転籍 General Partner 2015年6月 当社取締役（現任） 2015年12月 みやこキャピタル株式会社代表取締役（現任） 2018年10月 株式会社アルチザネットワークス取締役 2019年6月 マクニカ・富士エレ ホールディングス株式会社（現マクニカホールディングス株式会社）取締役（現任） 2022年10月 株式会社アルチザネットワークス監査役（現任）	22,300株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 菅谷常三郎氏は、海外投資事業経営により培われた豊富な経験と幅広い識見を有しており、引き続き当社の経営全般に対する助言及び監督をしていただけるものと期待し社外取締役候補者としました。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数 (2025年3月31日現在)
6	おおかわ やすのり 大川 康徳 (1971年4月22日)	2001年10月 弁護士登録 篠崎芳明法律事務所 (現篠崎・進士法律事務所) 入所 2008年2月 大川康徳法律事務所開設 2008年7月 法務省東京法務局人権擁護委員 (現任) 2015年4月 小川・大川法律事務所開設 (現任) 2024年6月 当社取締役 (現任)	—
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 大川康徳氏は、弁護士の資格を有し、会社法務に関する豊富な経験と識見を有しているほか、法務省東京法務局人権擁護委員など公職にも就いており、引き続き当社の経営全般に対する助言及び監督並びに公正な判断をしていただけるものと期待し社外取締役候補者となりました。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に参与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>			
7	【新任】 ふじ さきしのぶ 藤崎 忍 (1966年7月21日)	2006年6月 株式会社ブティックヤマトヤ専務取締役 2011年11月 小玉産業株式会社代表取締役 2017年11月 株式会社レンブラントインベストメント入社 株式会社ドムドムフードサービス出向 2018年8月 株式会社ドムドムフードサービス代表取締役社長 (現任) 2024年6月 株式会社WOWOW取締役 (監査等委員) (現任)	—
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 藤崎忍氏は、会社経営につき豊富な経験と識見を有しており、当社の経営全般に対する助言及び監督をしていただけるものと期待し社外取締役候補者となりました。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 菅谷常三郎氏、大川康徳氏及び藤崎忍氏は、社外取締役候補者であります。
3. 菅谷常三郎氏は、2015年6月より当社の社外取締役に就任しており、その在任期間は本総会終結の時をもって10年となります。
4. 大川康徳氏は、2024年6月より当社の社外取締役に就任しており、その在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は、菅谷常三郎氏及び大川康徳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本総会において、両氏が原案どおり選任されまると、引き続き独立役員とする予定であります。また、藤崎忍氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、本総会において、同氏が原案どおり選任されまると独立役員とする予定であります。
6. 当社は、菅谷常三郎氏及び大川康徳氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本総会において、両氏が原案どおり選任されまると、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。また、藤崎忍氏が原案どおり選任されまると、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要等は事業報告「4. 会社役員 の状況 (3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時において同内容での更新を予定しております。
8. 当社は2025年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。上記所有する当社株式の数は、株式分割前の株式数を記載しております。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役丸山登氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数 (2025年3月31日現在)
まる やま のぼる 丸 山 登 (1935年5月1日)	1976年1月 株式会社ヤシカ設計部長 1981年7月 同社製造部長 1983年10月 京セラ株式会社カメラ事業部長 1988年2月 同社東京広報部長 1997年4月 ソフトバンク株式会社広報室顧問 1998年1月 株式会社パルテック顧問 1999年11月 同社常勤監査役 2005年11月 悠コンサルティング設立(現任) 2006年3月 株式会社トリニティーセキュリティーシステムズ(現株式会社ティエスエスリンク) 監査役 2006年9月 株式会社ハンズ監査役(現任) 2017年6月 当社監査役(現任) 2017年6月 株式会社エー・エス・ディ 監査役(現任)	—
<p>【社外監査役候補者とした理由】 丸山登氏は、他社の監査役として培われた企業監査に関する豊富な経験と識見を持ち、引き続き社外監査役として当社の経営に対して適切な指導及び監査をしていただけるものと判断しました。</p>		

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 丸山登氏は、社外監査役候補者であります。
3. 丸山登氏は、2017年6月より当社の社外監査役に就任しており、その在任期間は本総会終結の時をもって8年となります。
4. 当社は、丸山登氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本総会において、同氏が原案どおり選任されますと、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 当社は、丸山登氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本総会において、同氏が原案どおり選任されますと、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要等は事業報告「4. 会社役員 の状況(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時において同内容での更新を予定しております。

以上

メ 毛

A series of 20 horizontal dashed lines for handwriting practice.

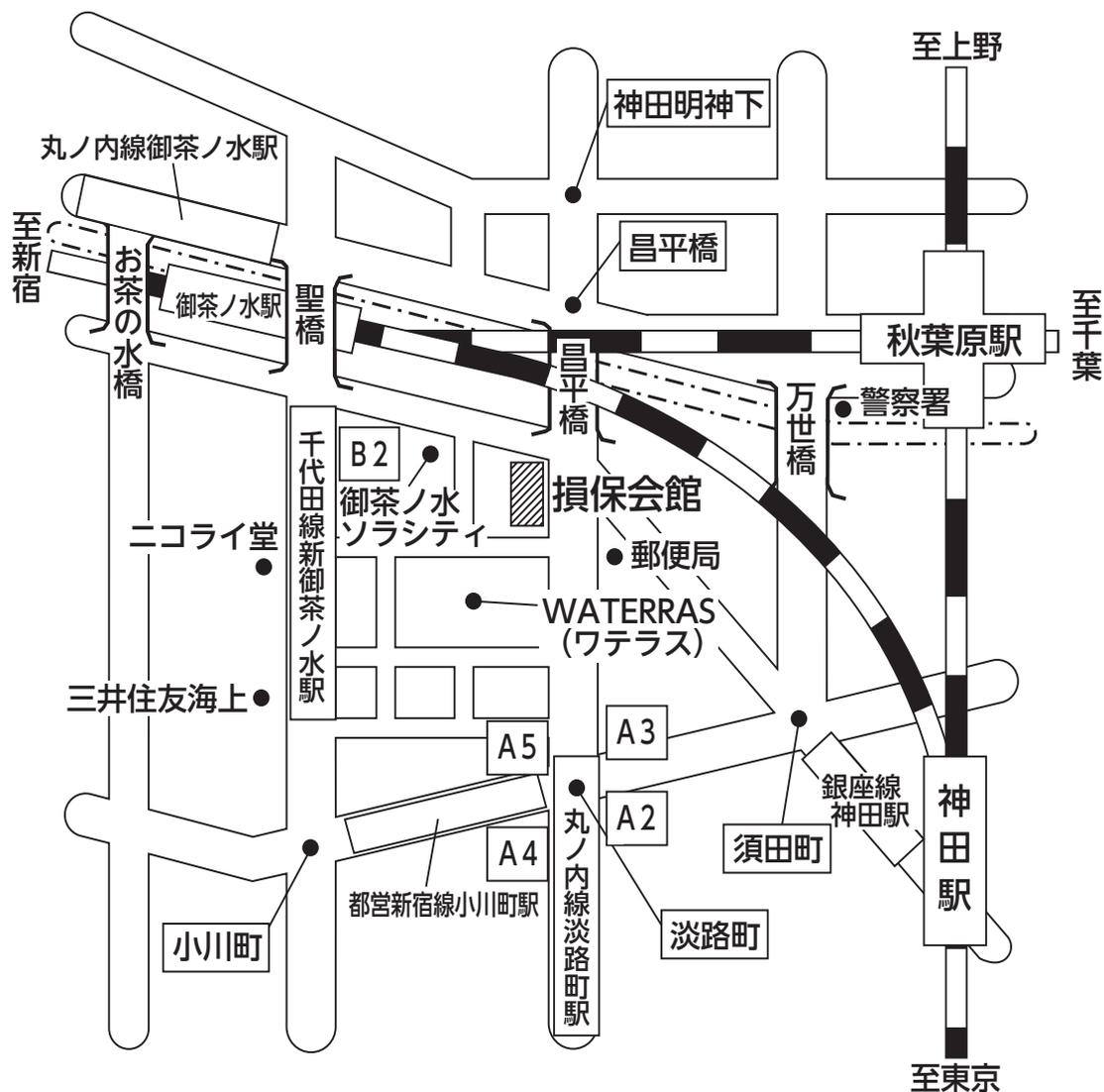
メ 毛

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, consisting of 18 lines.

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区神田淡路町二丁目9番地

損保会館 大会議室



交通機関と所要時間

- J R 御茶ノ水駅 聖橋口 徒歩5分
- J R 秋葉原駅 電気街口 徒歩5分
- つくばエクスプレス秋葉原駅 徒歩12分
- 丸ノ内線淡路町駅 A5出口 徒歩3分
- 千代田線新御茶ノ水駅 B2出口 徒歩3分
- 銀座線神田駅 6番出口 徒歩8分
- 都営新宿線小川町駅 A5出口 徒歩3分